

重点検討項目

重点点検分野名： 地球温暖化に関する取組

重点検討項目①	国内における温室効果ガス削減の取組
関係府省	環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省ほか
検討内容の詳細	<p>我が国は、京都議定書第一約束期間（2008～2012 年度）において、基準年（原則として 1990 年）比 6%の温室効果ガスを削減することとされており、その約束の確実な達成に向けた取組を行ってきた。また、2013 年度以降の対策として、京都議定書目標達成計画に掲げた取組以上の取組を進めることとし、2020 年度の温室効果ガス排出削減目標については、2013 年 11 月に、2005 年度比で 3.8%削減とすることを国連に登録した（※）。2013 年 12 月に国連気候変動枠組条約事務局に提出した第 1 回隔年報告書において、2020 年度の削減目標達成に向けたエネルギー起源 CO2 の排出削減、それ以外の温室効果ガスの排出削減及び森林等の吸収源に関する対策・施策をまとめ、その実施に向けて着実に取組を進めているところ。</p> <p>このような観点から、以下の項目について、点検を行う。</p> <p>a) エネルギー起源 CO2 の排出削減対策</p> <p>b) エネルギー起源 CO2 以外の温室効果ガス（非エネルギー起源 CO2、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等 4 ガス）の排出削減対策</p> <p>c) 森林等の吸収源対策</p> <p>（※）原子力発電の活用のあるあり方を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとしている。</p>

重点検討項目②	国際的な地球温暖化対策への貢献
関係府省	環境省、外務省、経済産業省ほか
検討内容の詳細	<p>現在、国連気候変動枠組条約の下での 2020 年以降の新たな枠組みについて、2015 年の COP21 で採択すべく国際交渉が行われている。すべての国が参加する公平かつ実効的な枠組みとなるよう日本としても貢献していくことが必要。また、国連気候変動交渉以外の場でも、多国間の枠組みを活用した温暖化対策が実施されるなど、国際連携を推進しているところ。</p> <p>また、日本の優れた低炭素技術等を活用して途上国における大幅な温室効果ガスの排出削減を実現する二国間クレジット制度の活用をはじめとした、二国間協力を進めることも重要。</p> <p>なお、日本は、技術で貢献していく観点から、「攻めの地球温暖化外交戦略-Actions for Cool Earth, エース(ACE)」を昨年 11 月に発表した。</p> <p>このような観点から、以下の項目について点検を実施する。</p> <p>a) 国際連携の推進</p> <p>b) 二国間協力の推進</p>